

# 在宅医療の現状と課題 ~2016年診療報酬改定へ向けて~

- 在宅療養支援診療所 病院
- 訪問看護ステーション
- 保険薬局



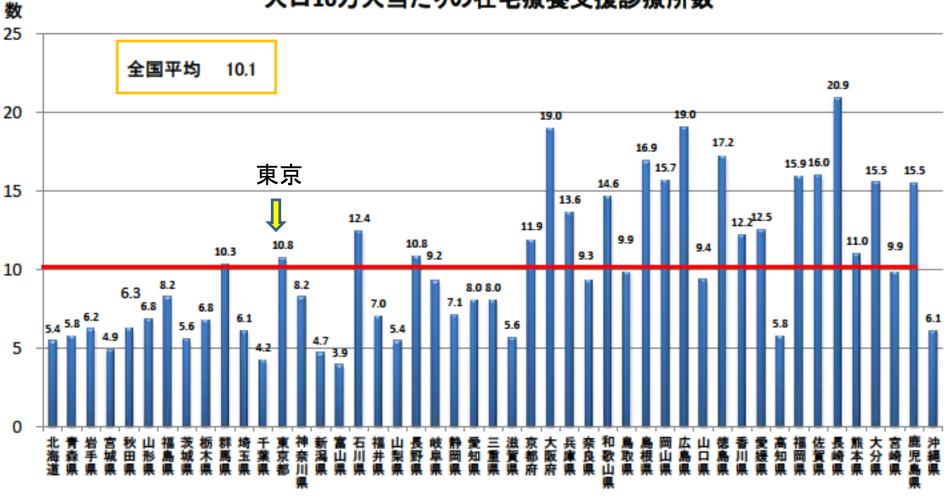
# 在宅療養支援診療所•病院





## 人口10万人当たりの都道府県別在宅療養支援診療所数





## 医療法人財団厚生会古川橋病院 東京都で第1号の在宅療養支援病院

- 在宅療養支援病院 港区南麻布2丁目
  - 一般病床 49床
  - 介護老人保健施設 40床
  - 介護予防機能訓練施設 20名
  - 居宅介護支援事業所
  - 健診センター

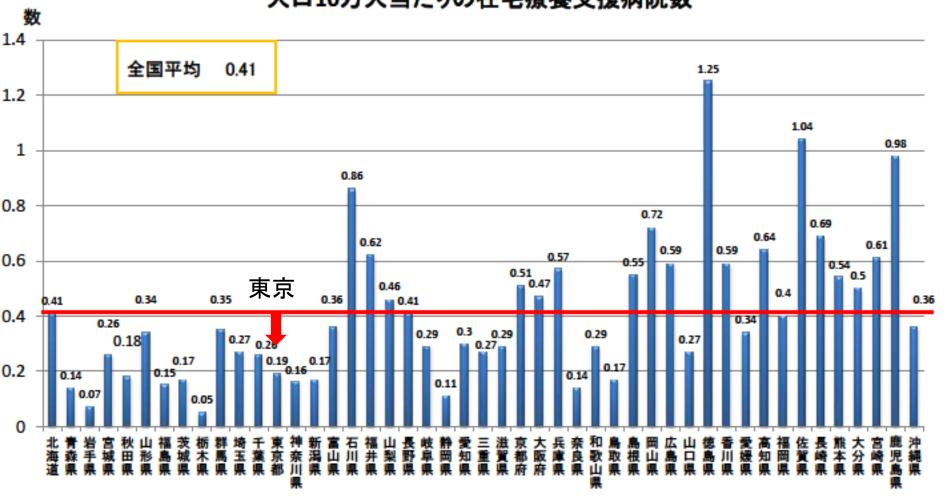


鈴木先生



## 人口10万人当たりの都道府県別在宅療養支援病院数

### 人口10万人当たりの在宅療養支援病院数



機能強化した在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院等への評価(2012年診療報酬改定)

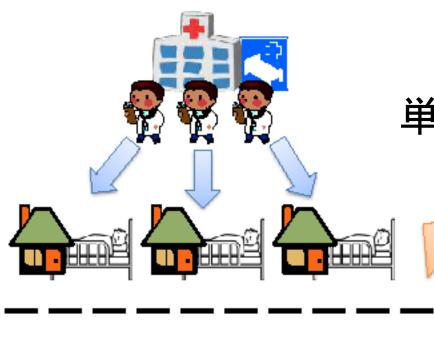
- ①従前の在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の要件に以下を追加する。
  - イ 所属する常勤医師3名以上
  - ロ 過去1年間の緊急の往診実績5件以上
  - ハ 過去1年間の看取り実績2件以上

機能強化型 在宅療養支援診療所 在宅療養支援病院

# 機能強化した在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院等への評価

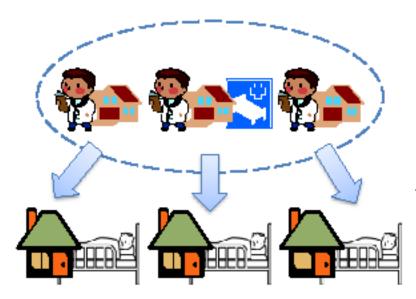
- ②複数の医療機関が連携して①の要件を満たすことも可とするが、連携する場合は、以下の要件を満たすこと。
  - イ 患者からの緊急時の連絡先の一元化を行う
  - ロ 患者の診療情報の共有を図るため、連携医療機関間で月1回以上の定期的なカンファレンスを実施
  - ハ 連携する医療機関数は10未満
  - 二 病院が連携に入る場合は200床未満の病院 に限る

## 機能を強化した在宅療養支援診療所/病院のイメージ(改定後)



## 単独強化型

- ・3名以上の医師が所属する診療所が 在宅医療を行う場合
- ・複数の診療所がグループを組んで在 宅医療を行う場合をともに評価。
- さらに、ベッドを有する場合を高く評価。

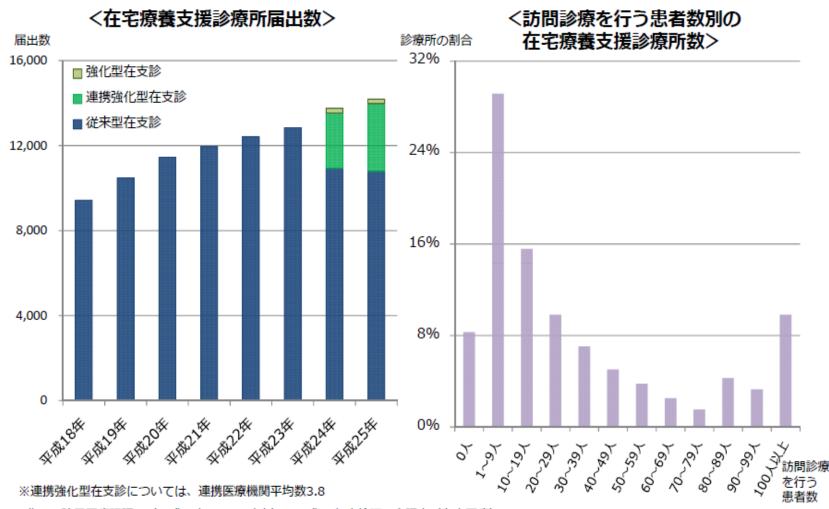


連携強化型

	従来型の在支診・在支病	強化型在支診•在支病
○往診料		
緊急加算	650点	750点(病床有850点)
夜間加算	1,300点	1,500点(病床有1,700点)
深夜加算	2,300点	2,500点(病床有2,700点)
〇在宅時医学総合管理料		
処方せん有	4,200点	4,600点(病床有5,000点)
処方せん無	4,500点	4,900点(病床有5,300点)
〇特定施設入居時等医学総 合管理料		
処方せん有	3,000点	3,300点(病床有3,600点)
処方せん無	3,300点	3,600点(病床有3,900点)
〇在宅ターミナル加算		
ターミナルケア加算	4,000点	5,000点(病床有6,000点)
看取り加算	3,000点	3,000点(病床有3,000点)
〇在宅がん医療総合診療料		
処方せん有	1,495点	1,650点(病床有1,800点)
処方せん無	1,685点	1,850点(病床有2,000点)

## 在宅療養支援診療所の届出数の推移と診療状況

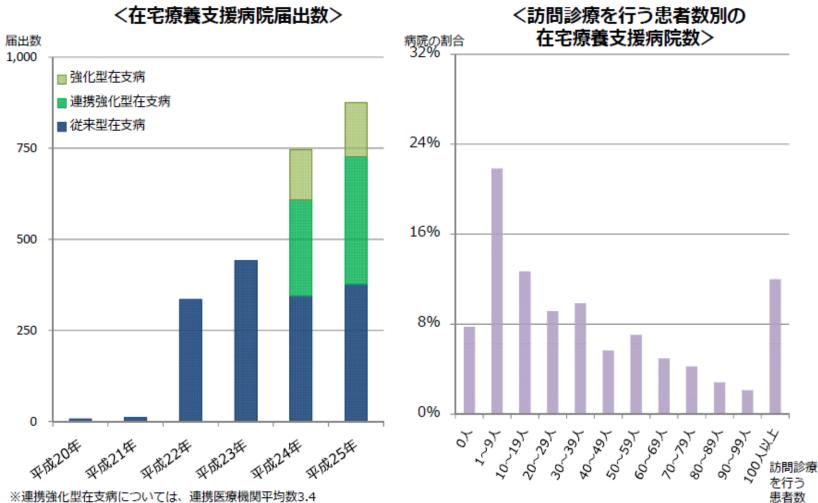
- 在宅療養支援診療所の届出医療機関数は増加傾向にある。
- 在宅療養支援診療所のうち、訪問診療を行っている患者数が「1~9人」の医療機関が最も多い。



出典:保険局医療課調べ(平成25年7月1日時点)、平成26年度検証部会調査(在宅医療)

## 在宅療養支援病院の届出数の推移と診療状況

- 在宅療養支援病院の届出医療機関数は増加傾向にある。
- 在宅療養支援病院のうち、訪問診療を行っている患者数が「1~9人」の医療機関が最も多い。



※連携強化型在支病については、

出典:保険局医療課調べ(平成25年7月1日時点)、平成26年度検証部会調査(在宅医療)

# 2014年診療報酬改定

強化型在宅療養支援病院・診療所の 要件の厳格化が必須

## 機能強化型在支診等の評価

機能強化型在支診及び在支病について、実績要件を引き上げる。また、複数の医療機関が連携して機能強化型在支診及び在支病の基準を満たしている場合について、連携している各医療機関それぞれについても一定の実績を必要とする。

#### 現行

在宅医療を担当する常勤医師3名以上

過去1年間の緊急往診の実績5件以上

過去1年間の在宅看取りの実績2件以上

複数の医療機関が連携して上記の要件を満た しても差し支えない。



#### 改定後

在宅医療を担当する常勤医師3名以上

過去1年間の緊急往診の実績<u>10件</u>以上

過去1年間の在宅看取りの実績4件以上

複数の医療機関が連携して上記の要件を満たしても差し支えないが、<u>それぞれの医療機関が以下の要件を満たしていること。</u>

イ 過去1年間の緊急往診の実績4件以上

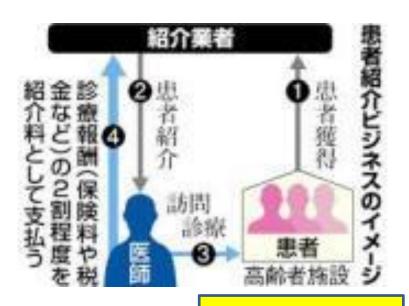
ハ 過去1年間の看取りの実績2件以上

#### [経過措置]

- ① 平成26年3月31日時点で届け出ている場合は、平成26年9月30日までの間、上記の基準を満たしているものとする。
- ② 経過措置①の対象医療機関であって、平成26年9月30日の時点で単独型として届け出ているものについては、過去6月間の緊急往診の実績が5件以上かつ看取りの実績が2件以上の場合は、平成27年3月31日までの間、緊急往診及び看取りの実績基準を満たしているものとする。
- ③ 経過措置①の対象医療機関であって、平成26年9月30日の時点で連携型として届け出ている場合は、それぞれの医療機関が過去6月間の緊急往診の実績が2件以上かつ看取りの実績が1件以上であって、連携医療機関全体で経過措置②を満たしているものについては、平成27年3月31日までの間、緊急往診及び看取りの実績基準を満たしているものとする。

# 患者紹介ビジネス

・ 朝日新聞の2日連続ト ップ記事(2013年8月)



同一建物への訪問診療



## 在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療③

## 在宅医療の適正化①

在宅医療を担う医療機関の量的確保とともに、質の高い在宅医療を提供していくために、保険診療の運用上、不適切と考えられる事例への対策を進める。

在宅時医学総合管理料(在総管)、特定施設入居時等医学総合管理料(特医総管)について、同一建物における複数訪問時の点数を新設し、評価を適正化するとともに、在支診・病以外の評価を引き上げる。

区分		機能強化型在支診•病			在支診·病		それ以外		
病床		病は	有	病床無		-		-	
処方せん		処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無
在総管		5,000点	5,300点	4,600点	4,900点	4,200点	4,500点	2,200点	2,500点
特医総管		3,600点	3,900点	3,300点	3,600点	3,000点	3,300点	1,500点	1,800点
区分	<del>)</del>	機能強化型在支診•病		在支診·病		それ以外			
病床		病師	末有	病床無		-		-	
処方せん		処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無
在総管	同一	<u>1,200点</u>	<u>1,500点</u>	1,100点	1,400点	1,000点	1,300点	<u>760点</u>	1060点
红砂目	同一以外	5,000点	5,300点	4,600点	4,900点	4,200点	4,500点	<u>3,150点</u>	<u>3,450点</u>
特医総管	同一	<u>870点</u>	<u>1,170点</u>	800点	<u>1,100点</u>	<u>720点</u>	<u>1,020点</u>	540点	840点
14 区 松 目	同一以外	3,600点	3,900点	3,300点	3,600点	3,000点	3,300点	<u>2,250点</u>	<u>2,550点</u>

## 同一建物減算の除外条件

## [算定要件]

- ① <u>同一建物の場合の訪問診療料(在総管、特医総管)を算定した場合は、訪問診療を行った日における、当該医師の在宅患者診療時間、診療場所及び診療人数等について記録し、診療報酬明細書に添付</u>すること。
- ② 訪問診療を行うことについて、患者の同意を得ること。
- ③ 訪問診療が必要な理由を記載すること。
- ④ 同一建物の複数訪問であっても、下記の患者については、患者数としてカウントを行わない。
  - 1)往診を実施した患者
  - 2)末期の悪性腫瘍の患者と診断された後、訪問診療を行い始めた日から60日以内の間
  - 3)死亡日からさかのぼって30日以内の患者
- ⑤ 特定施設、グループホーム等においては、同一建物で同一日に算定する患者のカウントについて、医療機関単位でなく医師単位(ただし、医師3人までに限る。)とする。

# 2016年診療報酬改定へ向けて

2015年2月18日中医協総会

# 在宅医療専門の診療所の外来の位置づけ

規制改革会議

「在宅診療を主として行う診療所の 開設要件の明確化」

## 在宅医療を専門に行う保険医療機関について

中医協 総一3 25.10.30

#### 1. 在宅医療を専門に行う保険医療機関を認めていない趣旨

- ○健康保険法第63条第3項において、療養の給付を受けようとする者は、保険医療機関等のうち、自己の選定するものから受けるものとする(いわゆるフリーアクセス)とされている。
- ○この前提として、被保険者が保険医療機関を選定して療養の給付を受けることができる環境にあることが 重要であり、<u>健康保険法の趣旨から、保険医療機関は全ての被保険者に対して療養の給付を行う開放性を</u> 有することが必要であるとして、「外来応需の体制を有していること」を保険医療機関に求める解釈上の 運用をしている。(法令上、明確に規定された要件ではない)
- ○なお、在宅医療を専門に行う保険医療機関を認めた場合は、当該地域の患者の受診の選択肢が少なくなる おそれ、当該保険医療機関の患者が急変時に適切な受診ができないおそれ等が考えられる。

#### 2. 外来応需の体制確保の指導

- ○厚生局における<u>保険医療機関の指定申請の受付の際などに、必要な場合は、健康保険法の趣旨から、外来応需の体制を確保するよう指導</u>を行っており、<u>仕宅医療を専門に行っ保険医療機関は認めていない。</u>
- ○しかし、<u>全国一律の運用基準や指針などはなく、厚生局によって、指導内容や方法等に違い</u>があるとの指摘がある。

#### <参考>

〇健康保険法

第63条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

一~五 (略)

- 2 (略)
- 3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする。
  - 一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所(第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。)又は薬局(以下「保険薬局」という。)

二.三 (略)

- ○「被災地の医療機関等に対する診療報酬上の緩和措置について」(平成23年9月7日 中医協 総-8)
  - ・周囲に入院医療機関が不足している等、やむを得ない場合には、当該医療機関において外来を開かず、在宅医療のみを行う場合であっても保険医療機関として認めることとする。〔現在は、福島県内のみ利用可能〕 97

### 第253回中央社会保険医療協議会(H25.10.30)における主なご意見

#### <在宅医療専門の医療機関には問題があるとの意見>

- 互いに顔が見えて気心の知れた、かかりつけ医の機能の延長としての在宅医療が望ましい。 かかりつけ医が在宅医療を担うのが一番よく、在宅医療を主とした医療機関でも、外来のノウ ハウを持つべき。
- 在宅専門医療機関の一部は、いわゆるサクランボ摘み的なところがある。つまり軽症者をたくさん集めて、掛け合わせれば大きな利益が得られる。でも、重症者にはなかなか対応してくれないことがある。

#### <在宅医療の供給体制を確保することを優先すべきとの意見>

- 現実に、診療所の少数の医師が24時間在宅での対応をするのは医師の負担が大きすぎる。訪問診療の提供には、いろいろな形態があってよい。
- 在宅医に外来を求めることで、在宅医療全体のキャパシティーが減ってしまう。在宅医療の ニーズは増えるが、供給体制が十分に賄えないので、当面は今のまま進んでよい。

#### <主治医・かかりつけ医の機能の充実を図るべきとの意見>

- 在宅医療、訪問医療を含めて、主治医、かかりつけ医機能をどうやって充実させていくかというほうに議論を集中させたほうが、得策ではないか。
- 在宅医療が、今のかかりつけ医・主治医の機能とどのように連携するべきかを考える必要がある。在宅医療専門機関とかかりつけ医・主治医機能を別々のものとして考える必要はない。

## 外来応需体制の運用のあり方について

#### 【課題】

- ・健康保険法の趣旨から、保険医療機関は全ての被保険者に対して療養の給付を行う開放性を有することが必要であるとして、「外来応需の体制を有していること」を保険医療機関に求める解釈上の運用をしている。
- ・法令上明確に規定された要件ではなく、要件が客観的でないことなどから、地域によって 指導内容や方法等に違いがあるとの指摘がある。また、規制改革実施計画において、外 来応需体制を求める運用の在り方を検討し、結論を得ることとされている。
- ・在宅医療を専門に行う医療機関については、軽症者を集めて診療するなどの弊害が生じ やすいとの意見や、24時間体制など在宅医療の供給体制確保を優先すべきといった意見 がある。

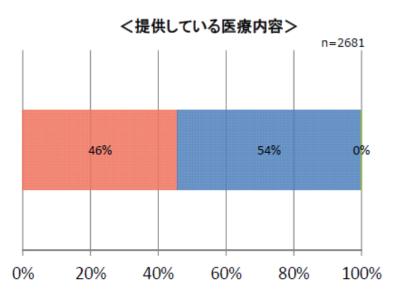


- 外来応需体制のあり方については、健康保険法第63条第3項に基づく開放性の観点からは、提供範囲内の被保険者の求めに応じて、医学的に必要な場合の往診や、訪問診療に関する相談に応需することなど、客観的な要件を示すことを検討してはどうか。
- 在宅医療の質と供給体制確保を図るため、在宅医療に対する評価については、在宅医療の専門性に対する評価や、在宅医療を中心に提供する医療機関が軽症者を集めて診療するなどの弊害が生じないような評価のあり方を含め、更に議論を進めるべきではないか。

## 患者の診療状況について①

#### く提供している医療内容>

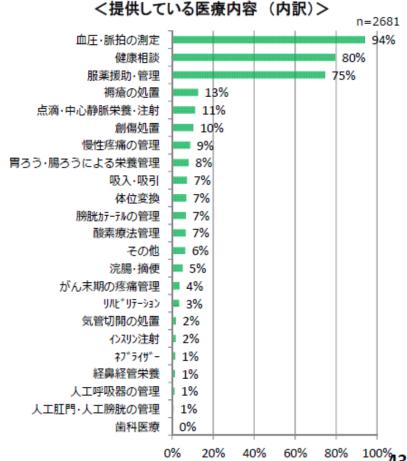
○ 在宅患者全体の45%程度は調査項目のうち「健康相談」「血圧・脈拍の測定」「服薬援助・管理」のみに該当する一方、残りの55%は「点滴・中心静脈栄養・注射(約11%)」等何らかの処置・管理等を実施されている。



- ■健康相談・血圧・脈拍測定・服薬援助・管理のみのもの
- その他の内容を含むもの
- ■無回答

※患者票のデータを、日計表における同一建物/非同一建物患者の 人数にあわせて重み付けして集計

出典:平成26年度検証部会調査(在宅医療)

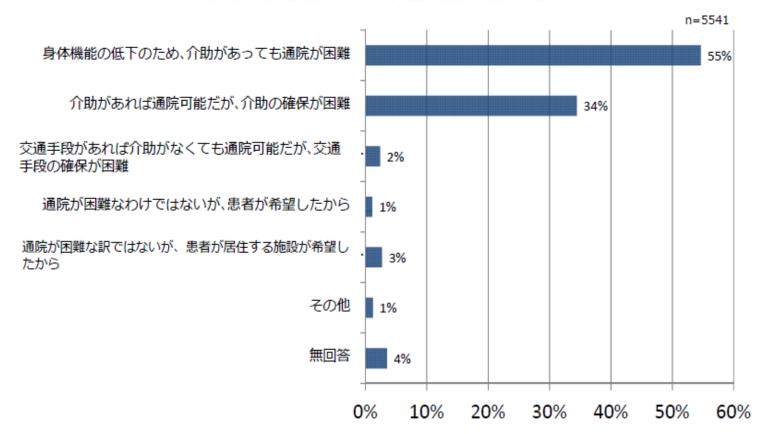


## 訪問診療の対象患者について②

#### <訪問診療を行っている理由>

○ 訪問診療を行っている理由について、「身体機能の低下のため、介助があっても通院が困難」な患者が全体の約50%を占める一方、「通院が困難なわけではないが、患者や患者が居住する施設が希望したから(約4%)」など必ずしも通院困難ではない患者も一定程度存在する。

#### <訪問診療を行っている理由別の患者割合>



出典:平成26年度検証部会調査(在宅医療)

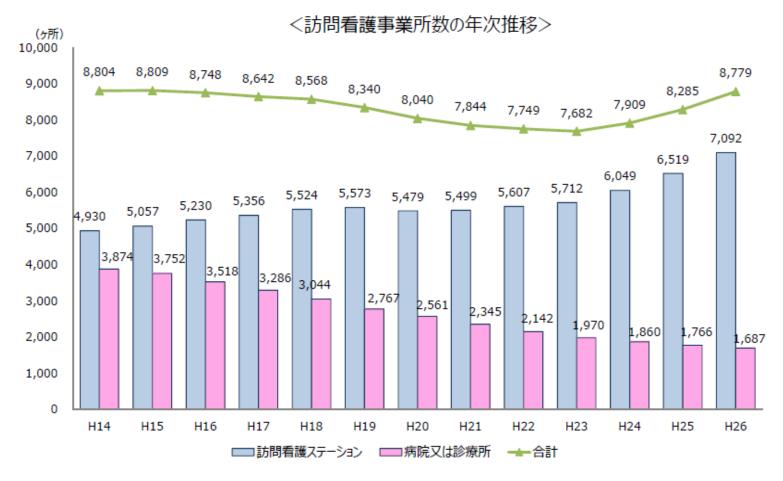
# 在宅医療の適応の厳格化が始まる

# 訪問看護ステーション



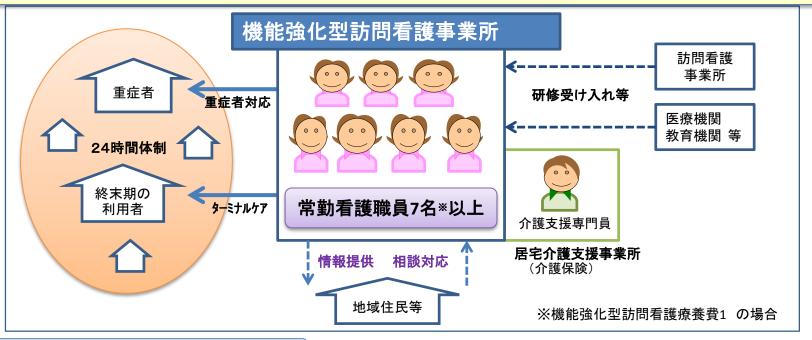
#### 訪問看護の事業所数

○ 訪問看護ステーション数は7,092ヶ所(平成26年4月審査分)と増加傾向にあり、全体の事業所数については近年の増加が著しい。



出典:厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

## 平成26年度診療報酬改定 機能強化型訪問看護事業所の評価



#### (1)24時間体制・看取り・重症者対応

- ○24時間対応体制 (24時間対応体制加算を届け出ていること)
- ○重症者の受け入れ件数

(特掲診療料の施設基準等・別表7に該当する利用者数)

- 〇年間看取り件数 (ターミナルケア療養費、ターミナルケア加算の算定数の合計)
- 〇サービスを安定的に提供しうる看護職員配置 (常勤看護職員数)

#### (2)医療・介護のケアマネジメント機能

- 〇居宅介護支援事業所を設置していること(同一敷地内)
- 〇介護保険の利用者中、特に医療的な管理が必要な利用者1割程度について 当該居宅介護支援事業所がケアプランを策定していること

#### (3)地域の在宅療養環境整備への貢献

- ○人材育成のための研修を実施していることが望ましい
- ○地域住民等に対する情報提供や相談支援を行っていることが望ましい

#### <報酬類型は2パターン>

機能強化型訪問看護管理療養費1 12,400円 (月の初日の訪問に対して)

常勤看護職員:7人以上

ターミナルケア療養費等の算定数合計:20件以上/年 重症者(別表7の該当者)受け入れ:10人以上/月

機能強化型訪問看護管理療養費2 9,400円 (月の初日の訪問に対して)

常勤看護職員:5人以上

ターミナルケア療養費等の算定数合計:15件以上/年 重症者(別表7の該当者)受け入れ:7人以上/月

※上記以外の算定要件は1・2に共通

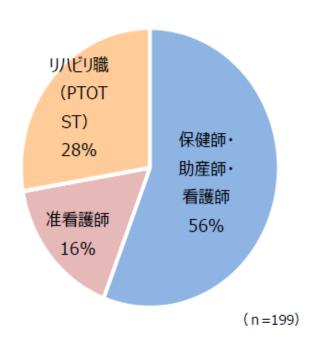
## 機能強化型の訪問看護ステーションにおける職種別の職員数

- 機能強化型における職員数には、ばらつきが大きい。
- 職種別にみると、看護職員が約7割、リハビリ職が約3割である。

#### く1 事業所当たりの職種別職員数>

	平均值	最大値	最小値
全職種総数	11.2	49	5
保健師、助産師、 看護師	7.3	19	2
准看護師	0.3	9	0
リハビリ職 (PTOTST)	3.6	40	0

#### <常勤職員の職種別割合>

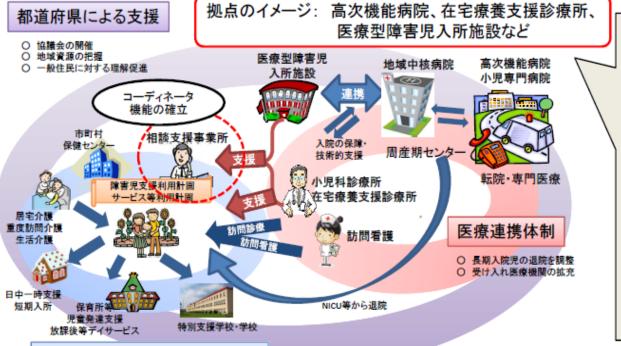


出典:保険局医療課調べ 暫定値(平成26年7月時点)

## ■ 小児等在宅医療連携拠点事業

#### ■背景·課題

- 新生児集中治療管理室(NICU)等から退院し重度の医療的ケアを要する小児等の在宅医療については 特有の課題に対応する体制整備が必要
- ■本事業の目的・概要
- 小児等在宅医療を担う医療機関を拡充 (診療所、訪問看護、医療型短期入所施設など)
- 地域における医療・福祉・教育の連携体制の構築
- 医療と連携した福祉サービスを提供できるコーディネータ機能の確立



地域における包括的かつ継続的な 在宅医療を提供するための体制を 構築する。

- 二次医療圏や市町村等の行政・医療・福祉関係者等による協議を定期的に開催
- ② 地域の医療・福祉・教育資源の 把握・活用
- ③ 受入が可能な医療機関・訪問 看護事業所数の拡大、専門機 関とのネットワークを構築
- ④ 福祉・教育・行政関係者に対する研修会の開催やアウトリーチによる医療と福祉等の連携の促進
- ⑤ 個々のニーズに応じた支援を 実施するコーディネータ機能の 確立
- ⑥ 患者・家族や一般住民に対する理解促進の取り組み

地域の福祉・教育機関との連携

- 市町村自立支援協議会などでの医療と福祉との顔の見える関係
- 福祉・教育・行政職員に対する研修、アウトリーチ

※ 群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・ 長野県・三重県・福岡県・長崎県の9都県で実施

## 訪問看護の課題

#### 【課題】

- 訪問看護の利用者数は年々増加しており、看護サービスを提供する事業所数、 職員数も増加傾向にある。
- 重症度が高く、医療的ケアの必要な利用者が増加している。また、小児に対する訪問看護については、0~9歳の利用者数の増加は全体と比べても顕著だが、小児への訪問看護を実施している訪問看護ステーションは多くない。
- 平成26年度改定では、機能強化型の訪問看護ステーションとして、1事業所あたりの人員体制や、重症者の受け入れ、ターミナルケアの実績等に基づく評価を行い、機能の高い訪問看護ステーションの普及を図ってきたところである。



○訪問看護について、重症者等の受け入れ体制の整備や、ターミナルケア等の更なる推進のために、看護の質の評価のあり方や、提供体制についてどう考えるか。

# 保険薬局



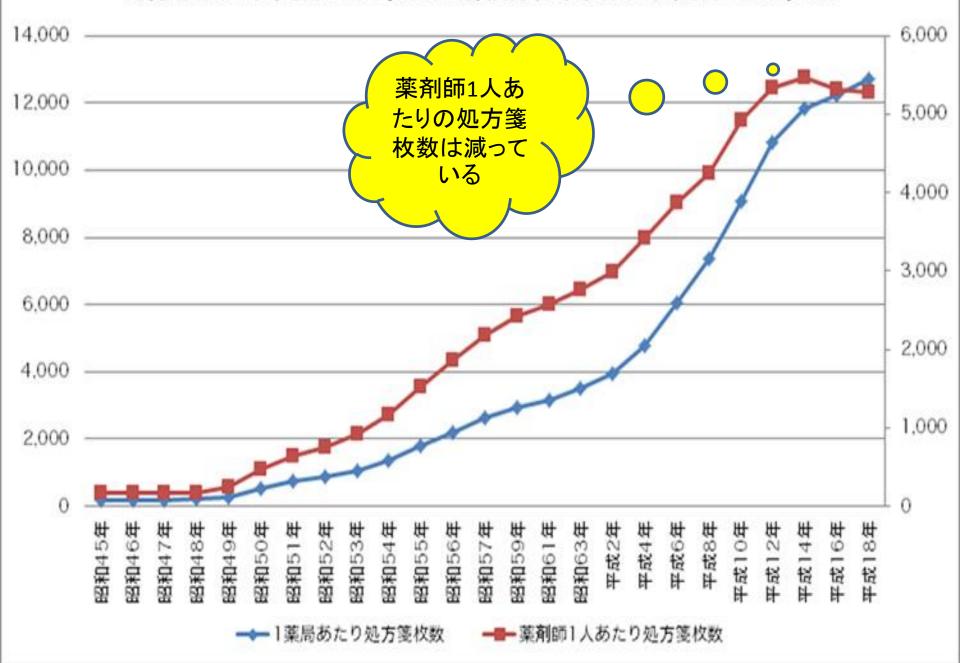
## 医薬分業における今後の課題

- 薬剤師が国民から信認されて医薬分業が進んだのであれば、今後 も着実に進展していくと思うが、医療機関側の経済的要因(薬局から見れば外的要因)で進んだ医薬分業では、早晩衰退してしまうのではないか。
- <u>医薬分業が当たり前のように思っていないか</u>。この10年程度の処方 せんの発行率が伸びていた時代を前提に考えていないか。
- 調剤医療費等が全医療費の中でも大きなものになってきている状況で、患者・国民に負担を求めるには、その業務の必要性やどの程度価値があるものか、またどの程度コストがかかるものか、データやエビデンスを出していくことが必要。
- 打開策のキーワードは何か?
  - -薬局:地域医療への貢献

(在宅医療、健康支援拠点としての機能)

-病院薬剤師:チーム医療への貢献

## 1薬局あたり処方せん枚数と薬剤師1人あたり処方せん枚数





## 在宅薬剤管理指導業務の一層の推進(1)(26年度診療報酬改定)

## 在宅療養を支援する薬局における基準調剤加算の見直し

在宅業務に対応している薬局を評価し、地域の薬局との連携を図りつつ、24時 間調剤及び在宅業務を提供できる体制等を考慮して、基準調剤加算の算定要件 を見直す。

現行		
基準調剤加算1	10点	
基準調剤加算2	30点	



改定後	
基準調剤加算1(近隣の薬局と連携して24 時間調剤等の体制を整備等)	12点
基準調剤加算2(自局単独で24時間調剤等 の体制整備、在宅実績の要件化等)	36点

## 在宅患者訪問薬剤管理指導料の見直しによる適正化

在宅医療を担う保険薬局を確保し、質の高い在宅医療を提供するため、保険 薬剤師1人につき1日に5回に限り算定することを要件とし、在宅患者訪問薬剤管 理指導の同一建物居住者以外の評価を引き上げ、同一建物居住者の評価を引 き下げる。

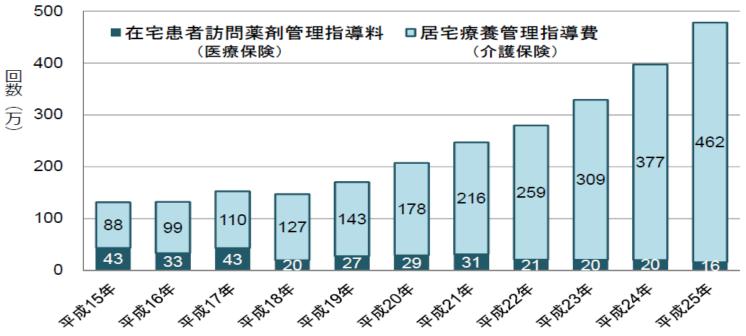
現行	
在宅患者訪問薬剤管理指導	料
同一建物居住者以外の場 合	500点
同一建物居住者の場合	350点



<b>収定後</b>	
在宅患者訪問薬剤管理指導	料
同一建物居住者以外の場 合	650点
同一建物居住者の場合	300点

### 薬局における在宅患者訪問薬剤管理指導の実施状況

○ 介護保険における「居宅療養管理指導」に係る算定回数が伸びており、全体として 薬剤師による在宅における薬剤管理は進んでいる。



注)在宅療養を行っている患者に係る薬剤管理指導については、対象患者が要介護又は要支援の認定を受けている場合には介護 保険扱いとなり、認定を受けていない場合には医療保険扱いとなる。

## 在宅医療の課題

#### 【課題】

- 今後も高齢者数の増加が続くことが想定され、特に都市部でその傾向は顕著である。また、医療機関で死亡する患者が多数を占めている一方で、国民の多くは治る見込みがない病気になった場合、最期を迎える場所として自宅を希望しており、在宅医療のニーズは一層高まるものと考えられる。
- 現在、在宅医療を受けている患者の要介護度や、訪問診療の必要な理由、疾患 名など患者の状態は多様であり、患者によって医療の提供密度も異なっている。
- 訪問診療の提供に当たっては、医療機関が外来の傍ら訪問診療を行う形態のほか、医療機関が訪問診療を中心に行う形態もみられる。高齢者住宅に居住する高齢者の増加に伴い、同一日に同一建物でまとめて診療したり、医療機関に隣接・併設する住宅に訪問診療を行うなど、効率的な提供が可能な形態もみられる。
- 在宅医療に要する技術は多岐にわたっており、在宅医療の総合的な質を評価する目的で、看取りの件数等に着目した評価が行われてきた。
- 在宅歯科医療、在宅薬剤管理の提供量も概ね増加傾向にある。



○ 在宅医療の質と量を確保して、患者の二一ズに応えることができるよう、様々な患者の状態、医療内容、住まいや、提供体制を踏まえた評価のあり方についてどう考えるか。

# 2025年へのロードマップ

## ~医療計画と医療連携最前線~

- 武藤正樹著
- 医学通信社
- A5判 220頁、2600円
- 地域包括ケア、医療計画、診療報酬改定と連携、2025年へ向けての医療・介護トピックスetc
- 4月発刊



日野原先生にもお読みいただいています。

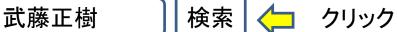
# ご清聴ありがとうございました



募集」をして います

国際医療福祉大学クリニックhttp://www.iuhw.ac.jp/clinic/ で月・木外来をしております。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイ トに公開しております。ご覧ください。



ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで

gt2m-mtu@asahi-net.or.jp